

【衝突以外】WP29第181回等に係る改正に対する意見と回答(第4回目意見照会)

団体名等	分類	意見	理由	コメント
自工会国内 認証業務分 科会	適用整理告示 第15条第35項	<p>第二号 ロ 令和4年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と基本車体構造が同一のもの</p> <p>この「基本車体構造が同一」とはニューモデル、フルモデルでないことを想定しており、エンブレムや外板のキャラクターラインの変更等は認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	確認です。	申請された内容が、「基本車体構造が同一のもの」であるかは都度、判断させていただきます。
	大臣定め通達140.	今回適用整理告示第15条第35項 ロで「型式指定自動車」用に追加した規定と同様の内容を「新型届出による取扱いを受けた自動車」、「輸入自動車特別取扱いを受けた自動車」、「多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車」用にも追加する必要があると思われま。	同左	次回改正時に検討させていただきます。
	適用関係告示 第55条の2	<p>指定自動車等以外の自動車への新基準適用についてケーススタディで確認させてください。</p> <p>①別添122で認可取得した型式指定車を、適用日以降に改造して新規登録する場合(完検証を発行しない)</p> <p>②別添122で認可取得した型式指定車を、完検証を用いて登録した後、適用日以降に改造し、構造変更検査を行う場合</p> <p>③別添122で認可取得した型式指定車をベースに改造した結果、改造届に該当する改造が5項目以上になり、適用日以降に試作届を提出することになった場合(完検証を発行しない)</p>	各ケースについて、適第55条の2第5項第2号イに該当するか、あるいは該当する規定が他にあるのかを確認させてください。 (第2号イ: 令和四年七月一日以降に製作された自動車であって、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車)	①、②: 指定自動車等として扱われず ③については条件付で許容できる規定にしました。
自動車機構	大臣定め通達 第142項(6)	自動運行装置を備える自動車以外の自動車に対するCS、SUの基準について、適用整理関係告示及び大臣定め通達により「型式指定を受けた自動車、…受けた自動車であって、指定又は…以外の電気装置に変更があるもの」には適用しないとなりますが、第142項(6)はどのようなものを想定しているのでしょうか。	第4回の意見照会のタイミングで追加された項目になっており、どのようなものを想定しているのかご教示いただきたい。	指定自動車等に備えているCSの電気装置以外の、いわゆる後付け電装パーツには、CSは適用されないことを明確にするものです。
交通安全環 境研究所自 動車認証審 査部	装置型式指定規則第 5条及び共通構造部 型式指定規則第5条 の2の国土交通大臣 が告示で定める国を 定める告示	左記告示の改正案の照会をお願いします。	装置型式指定規則の改正に伴い、左記告示の改正が必要と思われま。	告示改正の必要性については認識しておりますが、現時点で情報が来ていないため今回の改正には含みません。

<p>細目告示 第6条第1項第4号 改正後 3頁</p>	<p>…側面周辺監視装置(次に掲げる装置であって車体の側面に取り付けられるものをいう。以下同じ。)… ↓ …側面周辺監視装置(次のイからハに掲げる装置であって車体の側面に取り付けられるものをいう。以下同じ。)…</p>	<p>「次に掲げる」を明確にした方がよいと思われます。</p>	<p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>細目告示 第6条第1項第5号 改正後 4頁</p>	<p>側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるのに限る。)… ↓ 側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるものに限る。)…</p>	<p>誤記と思われます。</p>	<p>全体構成の見直しに伴い、細目告示第6条第1項第5号は削除しました。</p>
<p>細目告示 第6条第2項第2号 改正後 4頁</p>	<p>…(別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。第22条第4項第9号において同じ。)… ↓ …(別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。第22条第4項第12号において同じ。)…</p>	<p>細目告示第22条第4項第9号は、ドアハンドル、充填口等の規定であり、細目告示第22条第4項第12号(方向指示器)の誤りでは無いでしょうか。 改正される場合は、改正前欄の該当箇所に変更箇所表示をお願いします。 (平成28年10月7日、国土交通省告示第1121号にて、第22条第4項第9号は第22条第4項第12号に改正されていますが、その際に第6条第2項第2号の改正が漏れていたのと思われます。)</p>	<p>ご指摘の通り修正致しました</p>
<p>細目告示 第84条第1項第4号 イ、ロ、ハ 改正後 22頁</p>	<p>第4号中で、イ、ロ、ハは全段の規定と関連付けがされておらず、宙に浮いた状態になっている。</p>	<p>第6条第1項第4号で「側面周辺監視装置」は定義付けされ、「以下同じ」と規定されているので、第84条第1項第4号中にイ、ロ、ハは不要ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘通り削除致します</p>
<p>細目告示 第84条第1項第5号 改正後 22頁</p>	<p>側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるのに限る。)… ↓ 側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるものに限る。)…</p>	<p>誤記と思われます。</p>	<p>文章構成を変えましたので、本記述はなくなりました</p>
<p>細目告示 第162条第1項第4号 イ、ロ、ハ 改正後 39頁</p>	<p>第4号中で、イ、ロ、ハは全段の規定と関連付けがされておらず、宙に浮いた状態になっている。</p>	<p>第6条第1項第4号で「側面周辺監視装置」は定義付けされ、「以下同じ」と規定されているので、第162条第1項第4号中にイ、ロ、ハは不要ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘通り削除致します</p>
<p>細目告示 第162条第1項第5号 改正後 40頁</p>	<p>側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるのに限る。)… ↓ 側面周辺監視装置(第4項の表第4号右欄に掲げる範囲を超えるものに限る。)…</p>	<p>誤記と思われます。</p>	<p>文章構成を変えましたので、本記述はなくなりました</p>
<p>細目告示 第162条第2項第2号 改正後 40頁</p>	<p>…(第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第178条第4項第11号において同じ。)… ↓ …(第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第178条第4項第10号において同じ。)…</p>	<p>細目告示第178条第4項第11号は、ありません。細目告示第178条第4項第10号(方向指示器)の誤りでは無いでしょうか。 (平成28年10月7日、国土交通省告示第1121号にて、第178条第4項第11号は第178条第4項第10号に改正されていますが、その際に第162条第2項第2号の改正が漏れていたのと思われます)</p>	<p>ご指摘の通り修正しました。</p>

	適用整理告示 第9条第53項 改正後 59頁	次に掲げる自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カ いん タピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって・・・ ↓ 次に掲げる自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カ けん タピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって・・・	誤記と思われます。	次回に反映させていただきます。
北海道運輸局	細目告示6条1項4号	ロとハの規定は次の理解でよろしいでしょうか。 ロ→ 自動運行装置を備える自動車のLiDAR、ミリ波Radar、ステレオカメラなど ハ→ 自動車の周辺の交通状況の監視等を行い、運転者に対し交通状況の情報提供又は車両の制御を行う装置を備えた自動車のLiDARやミリ波Radar、ステレオカメラなど	確認です。ロとハの違いをご教示願います。	ハの定義を修正しました。従前のロは新しく定義したハに含まれます。
	細目告示6条1項4号	原付の細目告示(240条1項3号、256条1項3号、272条1項3号)においても、当該改正同様にLiDARなどのセンサー一部を寸法から除外する改正をご検討願います。	原付規格の自動配送用ロボットにおいて車体外にLiDARが突出するものがあることから、登録自動車同様に当該装置を原付の寸法から除外できるようにしていただけないでしょうか	本点は、十分な知見が得られていられていない今回は対象外と致します。
一般社団法人日本農業機械工業会	細目告示第6条1項4号	細目告示第6条1項4号ハには、「圃場の作業の目的のためのみに用いる装置」は該当しないということよろしいでしょうか。 上記装置の場合、当該装置の突出量が合計100mm以内であっても、当該装置を取り付けた状態で寸法を測定するということがよろしいでしょうか。	口頭の相談でご説明いただきましたが、誤解等ないか、念のため確認させていただきますと幸いです。	圃場のみの走行であれば対象外(ナンバーは不要)と考えられる。側面周辺監視装置に含まれるかどうかは都度判断させていただきます。